平成２３年（フ）第２３号
山形県酒田市日吉町２丁目９番６－411号ノバハイツ日和山公園、前住所山形県酒田市東大町３丁目６番地の23
債務者　佐藤とみ子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第４１号
千葉県富里市御料1005番地54グリーンハイツ葉山204
債務者　椎橋　　正
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第７７号
千葉県八街市八街に53番地195
債務者　村岡　真子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第８０号
千葉県八街市八街に155番地２　市営住宅九十九路団地１－１－20号
債務者　高宮　広美
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第９２号
千葉県印西市小林3355番地　ホワイトレジデンスＢ－203
債務者　岡田　義明
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１０８号
千葉県成田市久米32番地
債務者　青柳　兼造
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１１０号
千葉県佐倉市八幡台２丁目１番17号
債務者　田口　三男
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１１３号
千葉県成田市吉岡1124番地31トラッド藤田Ｄ棟212号室
債務者　渡辺　淳一
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１１５号
千葉県八街市泉台２丁目４番地８
債務者　飯塚　　晃
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１１６号
千葉県八街市泉台２丁目４番地８
債務者　飯塚　　歩
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１１号
京都府舞鶴市倉梯中町６番地の４
債務者　堀　　悦子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
京都府福知山市篠尾新町４丁目９番地
債務者　田中　幸雄
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町31番５号上川内住宅１号棟23号室、前住所鹿児島県薩摩川内市御陵下町７番69号
債務者　竹之内裕子（旧姓栗野・有馬）
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
鹿児島県出水市高尾野町大久保1335番地２、前住所鹿児島県出水市平和町438番地　平和団地26号
債務者　毛利　剣二
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
山形県鶴岡市ほなみ町５番９号　ブロンネージュＡ館202号室
債務者　伊藤　裕之
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第１５号
山形県鶴岡市東原町１番３号
債務者　伊藤　照子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第１６号
山形県鶴岡市三光町10番16号　コーポ三光３号
債務者　齋藤　　透
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで　山形地方裁判所鶴岡支部